

議案第48号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請）

第12条 法第7条第1項若しくは第6項の許可、同条第2項若しくは第7項の更新又は法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の許可又はその更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

第13条の2第1号中「の許可又はその」を「若しくは第6項の許可又は同条第2項若しくは第7項の」に改める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。